

## 平成30年度「春の連休時における交通安全運動」実施要綱

### 第1 目的

春の連休時には、行楽客の往来により県内観光地周辺道路や幹線道路などの混雑が予想され、交通事故の発生が懸念されることから、各種交通安全対策を実施し、交通混雑の緩和と交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

### 第2 実施期間

平成30年4月28日（土）から 5月6日（日）までの9日間

|    | 28 | 29   | 30   | 5月 | 1 | 2 | 3     | 4     | 5     | 6 |
|----|----|------|------|----|---|---|-------|-------|-------|---|
|    | 土  | 日    | 月    |    | 火 | 水 | 木     | 金     | 土     | 日 |
| 4月 |    | 昭和の日 | 振替休日 |    |   |   | 憲法記念日 | みどりの日 | こどもの日 |   |

### 第3 主唱

山梨県交通安全対策本部

山梨県交通対策推進協議会

### 第4 主催機関・団体、協賛機関・団体

別記のとおり

### 第5 年間スローガン

「乗せるのは 君の宝かぞくと その未来あした」

### 第6 重点目標

- 1 県外車両や県外者の交通事故防止
- 2 二輪車の交通事故防止
- 3 飲酒運転の根絶
- 4 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

## 第7 主な実施事項及び実施機関・団体

| 実施事項                         | 実施場所・内容  | 実施機関・団体  |
|------------------------------|--|--|
| 1 広報・啓発活動<br>(1) 街頭キャンペーンの実施 | ○ 観光地周辺、幹線道路等において、交通ルールの遵守と交通マナーの実践について通行者に呼びかける。  | 県、警察署、市町村、交通安全関係団体   |
| (2) 横断幕・懸垂幕等の掲出              | ○ 中央道サービスエリア(SA)、中央道パーキングエリア(PA)、中央道料金所等<br>○ 有料道路各料金所   | 中日本高速道路株式会社<br>山梨県道路公社<br>交通安全関係団体                                   |
| (3) ラジオ・テレビ等によるスポット放送        | ○ 交通渋滞、工事中、通行止め、危険箇所等の道路情報の提供<br>○ 交通安全についての広報啓発   | 中日本高速道路株式会社<br>交通管制センター<br>道路交通情報センター<br>県、交通安全関係団体                  |
| (4) 道路情報提供装置等による表示           | ○ 県内の各情報板及び各有料道路の表示装置<br>その他国道等の放送装置並びに立て看板等により、交通安全についての呼びかけや渋滞状況を知らせる。   | 国土交通省甲府河川国道事務所<br>中日本高速道路株式会社<br>県県土整備部道路管理課<br>山梨県道路公社<br>交通安全関係団体  |
| 2 交通渋滞の緩和対策の強化               | ○ 主要幹線道路及び周辺道路での道路工事については、緊急を要する場合を除き、連休時には工事を一時中断する等の配慮をする。<br>○ 職員の配備体制の確立<br>○ 交通管理システムによる信号機サイクル調整や情報板の活用などにより交通の流れの分散化を図り、交通渋滞の緩和や交通公害を減少させる。 | 国土交通省甲府河川国道事務所<br>中日本高速道路株式会社<br>県県土整備部道路管理課<br>県警察本部・警察署<br>山梨県道路公社 |
| 3 交通指導取締りと道路パトロールの強化         | ○ 街頭監視、交通指導取締りの強化<br>○ 違法駐車の取締り<br>○ 道路パトロールの強化  | 県警察本部・警察署<br>各道路管理者  |
| 4 交通規制                       | ○ 必要に応じて規制を実施し、交通の流れを確保するとともに事故の未然防止を図る。<br>○ 大雨等の異常気象で交通が危険と認められる場合は、通行規制及び禁止を行う。   | 県警察本部・警察署<br>各道路管理者  |
| 5 救急医療当番医療機関等配備体制の充実と救急体制の強化 | ○ 各地区の当番医療機関及び救急医療情報センターと各消防本部との連携を密にする。<br>○ 県民等へ在宅当番医や輸送病院の情報の提供を行う。   | 県防災局消防保安課<br>県福祉保健部医務課   |
| 6 その他                        | ○ 高速道路における非常時(故障・事故)の措置等に関する広報啓発活動を行う。   | 中日本高速道路株式会社<br>県警察本部(高速道路交通警察隊)                                      |